

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正等の主な内容

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正

(1) 対象職員

県立及び市町村立学校の教育職員

(2) 概要

給特条例に、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第七条に規定する指針に基づき、服務監督教育委員会の定めるところにより行うものとする旨を規定する。

2 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定

(1) 対象職員

県立学校の教育職員

(2) 概要

- ・ 1か月の時間外在校等時間（3(2)ア参照）について、45時間以内
- ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ・ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

3 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針の策定

(1) 対象職員

県立学校の教育職員

(2) 概要

ア 在校等時間の定義

正規の勤務時間外において給特条例第6条第2項に定める超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（在宅勤務を含む。）している時間を基本とし、当該時間に校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加え、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間。

イ 在校等時間の上限

上記2(2)のとおり

ウ 在校等時間の把握

在校等時間について、総務事務システム等により客観的に計測。計測し

た時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、行政文書としてその管理及び保存を適切に行う。実際より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

エ 休憩時間や休日の確保等に関する労働法制の遵守

オ 教育職員の健康及び福祉を確保するための留意事項

- ・ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に衛生管理医等による面接指導を実施する。
- ・ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- ・ 年次休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 必要に応じて、衛生管理医等による助言・指導を受け、又は教育職員に衛生管理医等による保健指導を受けさせる。

カ 事後的検証

本方針を踏まえた県立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であるが、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

キ 方針の周知

方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く方針の周知を図る。

4 施行時期

令和3年4月1日